

# 松江市伝統的建造物群保存地区保存条例（案）の骨子

松江市文化スポーツ部文化財課

## 1. 概要

松江市では、「伝統的建造物群保存地区制度」の導入に向けて取り組みを進めています。これは、先人から脈々と受け継がれてきた松江市固有の歴史的な町並みを、保存地区住民および市民共有の財産として保存するとともに、まちづくりにおいてその活用を図り、生活環境の向上と地域文化の振興に資することを目的として導入するものです。

昨今、人口減少や空き家の増加などにより、歴史ある町並みが失われ、地域から活力が失われつつあります。この制度を導入し、保存活用を通して、地区の生活や生業に新たな息吹を呼び込むことを目指します。今回の条例は、地区の保存のために必要な現状変更の規制や措置を定めるために制定するものです。

## 2. 条例の主な内容

(1) 本市の区域内に所在する伝統的建造物群（※1）及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、保存地区（※2）を決定し、保存活用計画を定める。

※1 「伝統的建造物群」…文化財保護法第2条1項6号に掲げるもの

※2 「保存地区」…文化財保護法第142条に規定するもの

(2) 地区の保存のために現状変更等（※3）の規制を定め、行為の際には市長の許可が必要であるとする。

※3 「現状変更等」…建築物等の修繕や新築・増築など、外観を変更する行為

(3) 保存のための修理・修景又は復旧について、その経費の一部を補助することができることする。

(4) 地区の保存等に関する重要事項について、松江市伝統的建造物保存地区保存審議会を置き、調査審議を行うこととする。